

介護保険

施設サービスを利用している皆さんへ

10月から『居住費』と『食費』が 全額自己負担になります

介護保険では、制度の適正な運営と利用のために、現在、制度の見直しを行っています。その一環として、10月から施設サービスの利用者負担が変更されます。今後、今まで保険給付の対象となっていた『居住費』と『食費』が、原則として全額自己負担となります。なお、所得の低い方には負担が重くならないよう、軽減策として「特定入所者介護サービス費」が設けられます。

現在の負担状況

在宅で介護サービスを利用している方は、家賃などの『居住費』や『食費』を自分で負担しています。一方、施設に入所して介護サービスを利用している方の『居住費』や『食費』の大部分は、介護保険の給付となっていました。

在宅サービスを利用している場合

居住費
(家賃や住宅を購入した際
の費用など)



+

食費

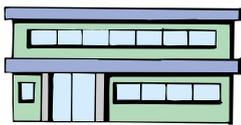


=

自己負担

施設サービスを利用している場合

居住費
(滞在費)



+

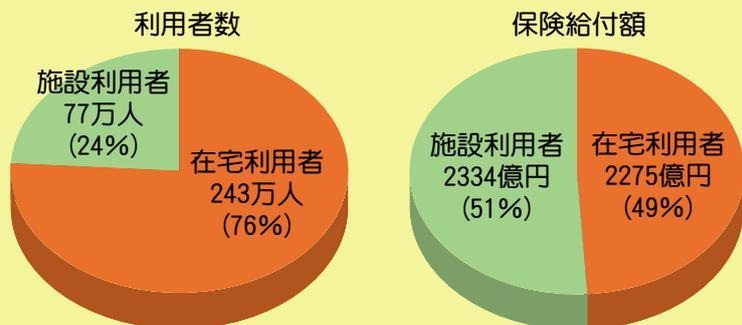
食費
(標準負担額を越える部分)



=

介護保険給付

介護保険の在宅利用者と施設利用者の割合



(介護保険事業状況報告2004年9月分より)

施設利用者は、介護サービス利用者全体の4分の1程度に対し、施設給付にかかっている費用は、全体の2分の1以上を占めています。つまり…

施設利用者1人あたりの給付は、在宅の約3倍かかっています

在宅サービスと施設サービスのバランスをとるため、施設サービス利用者の負担を見直します。



新たに利用者負担になるものは何ですか？

今までの負担のほかに、『居住費』と『食費』が全額自己負担となります。

今までのもの
 施設サービス費の1割
 +日常生活費+食費の一部

+

今回の改正
 居住費 + 食費
 (滞在費)

※栄養管理費については、引き続き保険給付の対象となります。



○対象となる施設

- 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設 (老人保健施設)
- 介護療養型医療施設 (療養病床等)
- 短期入所施設 (ショートステイ)



所得の低い人にとって負担がかかるのでは？

所得の低い方の負担を軽くするために、利用者負担段階が新しく設定されます。下表の新所得段階の第1段階から第3段階に属する方は、申請すると「特定入所者介護サービス費」が利用できます。

現行の所得段階

段階	対象者
第1段階	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で 市民税世帯非課税
第2段階	○世帯全員が市民税非課税
第3段階	○本人が市民税非課税
第4段階	○本人が市民税非課税で、年間の 合計所得金額が200万円未満
第5段階	○本人が市民税非課税で、年間の 合計所得金額が200万円以上

新所得段階

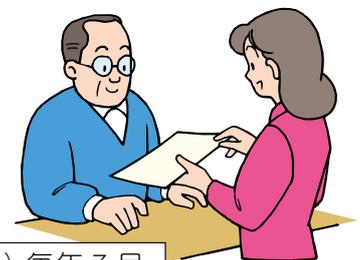
段階	対象者
第1段階	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税
第2段階	世帯全員が市民税 合計所得金額+課税年金収入額 ≤ 80万円
第3段階	非課税 合計所得金額+課税年金収入額 > 80万円
第4段階	○本人が市民税非課税
第5段階	○本人が市民税非課税で、年間の合計所得金額が 200万円未満
第6段階	○本人が市民税非課税で、年間の合計所得金額が 200万円以上

「特定入所者介護サービス費」が利用できます



「特定入所者介護サービス費」の適用を受けるための申請の方法は？

- ①受付 9月1日(木)から
- ②窓口 健康保険課
中山地域事務所 保健福祉課
双海地域事務所 保健福祉課
- ③申請 本人又は家族 (指定居宅介護支援業者、在宅介護支援センター、介護保険施設でも代行可)
- ④必要書類 旧「介護保険標準負担額減額認定証」
(現在お持ちの方)



(来年から) 毎年7月、更新の申請が必要

9月下旬、『介護保険負担限度額認定証』が送付される

10月以降サービスを受けるときは、『介護保険負担限度額認定証』を提示する



実際の負担はどのくらいになりますか？

サービスを利用する場合に「介護保険負担限度額認定証」を提示すると、『居住費』と『食費』の自己負担額が、それぞれの認定証に記載された負担限度額までとなります。負担限度額を超えた費用については、介護保険から「特定入所者介護サービス費」として施設に支払われます。

$$\text{特定入所者介護サービス費} = \left(\begin{array}{c} \text{基準費用額} \\ \text{施設の居住費・食費の} \\ \text{平均的な費用} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{負担限度額} \\ \text{所得の状況を勘案して} \\ \text{定められた金額} \end{array} \right)$$

種類	区分	基準費用額 (日額)	負担限度額 (日額)			
			利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階	
食費		1,380円	300円	390円	650円	
居住費等	ユニット型個室	1,970円	820円	820円	1,640円	
	ユニット型準個室	1,640円	490円	490円	1,310円	
	従来型 個室	特養	1,150円	320円	420円	820円
		老健・療養型	1,640円	490円	490円	1,310円
	多床室	320円	0円	320円	320円	

高額介護サービス費の月額上限額と申請方法が変わります

介護保険では、介護サービスを利用したときに支払う1割の利用者負担の合計額について、所得に応じた上限額を設定しています。1か月間に世帯での利用者負担の合計が上限額を超えた場合、申請をすると介護保険から「高額介護サービス費」として払い戻しが受けられます。

その利用者負担額の上限が10月から見直されます。さらに現在、支給の手続きは毎月行うこととなっていますが、10月以降に支給の手続きを一度行えば、その後も対象となる月があると高額介護サービス費の受け取りが自動的にできるように見直されます。

高額介護サービス費の月額上限

区分	現行	見直し後
生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で 市民税世帯非課税	15,000円	15,000円
世帯全員が 市民税非課税	合計所得金額＋ 課税年金収入額 ≤80万円	15,000円
	合計所得金額＋ 課税年金収入額 >80万円	24,600円
市民税世帯課税	37,200円	37,200円

■お問い合わせ 健康保険課(内線559・562)へ。
中山地域事務所保健福祉課(☎967-1111)
双海地域事務所保健福祉課(☎986-1220)へ。

